

## 令和7年第6回

### 遠軽町議会定例会会議録（第2号）

令和7年12月10日（水）午前10時00分開議

---

#### ◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について

日程第29

一般質問

---

#### ◎出席議員（15名）

議長	15番	杉本信一君	14番	佐藤昇君
	1番	秋元直樹君	2番	戸松恵子君
	3番	阿部君枝君	4番	白幡隆一君
	5番	遠藤明美君	6番	佐藤和徳君
	7番	渡辺清夏君	8番	山本悟君
	9番	村岡敦子君	10番	前島英樹君
	11番	今村則康君	12番	勢志優華君
	13番	山谷敬二君		

---

#### ◎欠席議員（0名）

#### ◎列席者

町長	佐々木修一君	教育長	佐藤祐治君
代表監査委員	高橋義久君		

---

#### ◎説明員

副町長	澤口浩幸君	総務部長	鈴木浩君
民生部長	堀嶋英俊君	経済部長	内野清一君
総務課長	松村圭悟君	総務課契約担当課長	田村明彦君
企画課長	大西公太君	財政課長	今井昌幸君
保健福祉課長	渡邊亮司君	保険福祉課参事	大柳京美君
住民生活課長	太田貴幸君	子育て支援課長	二瓶雄介君

《令和7年12月10日》

農政林務課長	石川正徳君	商工観光課長	水野徹君
水道課長	小野寺悟君	生田原総合支所長	今泉郁夫君
生田原総合支所参事	大泉勝義君	丸瀬布総合支所長	大川寿雄君
丸瀬布総合支所参事	倉内健一君	白滝総合支所長	長原裕一君
白滝総合支所参事	吉岡秀利君	会計管理者	奥山隆男君
教育部長	古賀伸次君	総務課長	堂前政好君
社会教育課長	中南秀隆君	埋蔵文化財センター館長	松村愉文君
図書館長	阿部文明君	学校給食センター所長	小玉美紀子君
監査委員事務局長	成中克也君	選挙管理委員会事務局長	松村圭悟君
農業委員会事務局長	石川正徳君		

---

◎議会事務局職員出席者

事務局長	岩井誠志君	事務局参事	成中克也君
事務局主任	堂前あすか君		

---

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） ただいまの出席議員は15人であります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、戸松議員、前島議員を指名します。

---

◎日程第29 一般質問

○議長（杉本信一君） 日程第29 一般質問を行います。  
一般質問は、再質問より質問者の質問時間を30分以内として、一問一答により行います。

通告の順により、発言を許します。

通告1番、秋元議員。

○1番（秋元直樹君） －登壇－

通告書に従いまして、私からは、生田原保育所の廃止と今後の方向性について質問させていただきます。

令和6年11月に策定された遠軽町公共施設見直し方針の中で、生田原保育所については令和7年度をもって廃止の方向性が示されています。

この判断については、入学園児の減少により地域の保育所の維持や職員の配置に困難が生じていることから、一定の理解をしているところです。

今後、どのような形で廃止の手続きを行い、安国保育所との統合を進めていくのか、以下の3点について、町の考えを伺います。

1点目、現在示されている廃止の方向性と時期について、変更はないのか。

二つ目として、生田原保育所の廃止により、町の財政負担は年間どの程度改善されるのか。

三つ目として、現在、生田原保育所には3名の園児が通っており、今後、保育所への入園を希望する幼児も地域内に居住する現状があります。親の負担を減らすため、安国保育所への送迎が必要と考えますが、町の考えを伺います。

以上です。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） －登壇－

秋元議員の御質問、生田原保育所の廃止と今後の方向性についてお答えいたします。

1点目の、現在示されている廃止の方向性と時期について、変更はないのかとの御質

問ですが、遠軽町公共施設見直し方針において、生田原保育所の見直しの方向性については、令和7年度をもって安国保育所への統合廃止としておりますが、令和8年度は保育を継続し、令和8年度末をもって統合廃止としたいと考えております。

現在の生田原保育所の入所児は、4歳児が2名、3歳児が1名の計3名であります。4歳児2名については、令和8年度で保育所の修了を目前としているところですので、方針より1年延期となりますが、通所されている入所児と保護者へ配慮したものであります。

次に、2点目の生田原保育所の廃止により町の財政負担は年間どの程度改善されるのかとの御質問ですが、令和7年度予算ベースで見ますと、約3,000万円の削減が見込まれます。

次に、3点目の親の負担を減らすため安国保育所への送迎が必要と考えるが、町の考えはどの御質問ですが、町としましては、統合廃止時点で生田原保育所に通所している生田原在住の入所児に関しましては、町による送迎の実施ではなく、保護者による送迎に対する交通費助成が適当ではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（杉本信一君） 秋元議員。

○1番（秋元直樹君） それでは、1点目の質問に対して再質問させていただきます。

いつもより傍聴席にたくさんの方がいるということで少し緊張しているところなのですが、1点目の答弁では、令和7年度の廃止を、今通っている多分園児の年齢等々に鑑みて、1年延長して令和8年度に変更するという答弁でした。現場の状況や子どもの状況に配慮したすばらしい判断だと思います。

そこで再質問させていただきますが、その令和7年度廃止の方向性について、どのような方法やタイミングで保護者や住民への周知を考えておられますか。

○議長（杉本信一君） 二瓶子育て支援課長。

○子育て支援課長（二瓶雄介君） ただいまの御質問ですけれども、現在通所されております保護者の方々には既にお話をさせていただいております。また、地域の方々への周知に関しましては、12月18日に予定されております生田原地域町政懇談会をお借りしてお話をさせていただければと考えております。また、年度内にでも、例えば広報や、もしくは地域向けの回覧などで周知できればと考えております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 秋元議員。

○1番（秋元直樹君） 令和8年度末なので、1年以上前に地域には周知していただけたということで理解させていただきました。1点目の質問については、令和7年度に、本当にあと3か月しかない中で廃止するのかわ確認したかったところなので、御回答いただきましたので、終わらせていただきます。

続いて、2点目の財政負担の改善の件ですが、3,000万円ということで、思ってい

たより多い金額でびっくりしているところです。私の試算では決算ベースで見ますと800万円から1,200万円の間ぐらいかなと推察していたのですが、2倍強という数字で驚きました。

この数字については、廃止により異動となる保育士の人件費も含まれての金額という理解でよろしいでしょうか。

○議長（杉本信一君） 二瓶子育て支援課長。

○子育て支援課長（二瓶雄介君） そうです。こちらの削減されるものは予算のベースで計算させていただきましたので、実際の決算をしますともう少し下がるかと思いますが、予算ベースで見まして3,000万円のうち正職員の保育士も含まれております。ほか代替の保育士ですとか会計年度の職員も含まれておまして、そちらの人件費が予算ベースで2,600万円程度ということになります。残りが消耗品など維持管理費になってございます。

統廃合によりまして経費はもちろん今後の職員の採用などにつながることにようになりますが、町としましては、やはり保育という子どもたちの成長につながる時期の観点からも、ある程度的人数の中で保育が好ましいものであろうという視点も持ち合わせてのものでございますので、この統廃合を決定したということになります。

○議長（杉本信一君） 秋元議員。

○1番（秋元直樹君） なるほど。ということは、退職者のほうを抑制していくことで、保育所の職員は異動するから、人件費換算分についてはその3,000万円という数字に含まれているという御回答でよろしいですか。だから今後はその分採用については一定量、今は保育所の先生3人ですか、その分は補充していかないから3,000万円という数字が出ているという御回答でよろしいですか。確認させてください。

○議長（杉本信一君） 二瓶子育て支援課長。

○子育て支援課長（二瓶雄介君） そのとおりでございます。

○議長（杉本信一君） 秋元議員。

○1番（秋元直樹君） それを聞いて納得しました。それであれば3,000万円という数字は妥当ですし、正しいのかなと思います。今回あえてこの件を聞かせていただいたのは、廃止することで町にとってどのようなメリットがあるのか、これくらいの削減効果やメリットを見込めるから行政改革の一環として廃止していくと。

それによって地域住民としては保育所がなくなると寂しいのですけれども、町の財政収支が改善されて、子どもたちは一人ということであれば社会性もなかなか養えなかったり、そういうものがあるから仕方がないのかなという気持ちを持つのではないかと考えております。

今後、できることであれば、生田原保育所だけにかかわらず、施設を廃止する際にはどのような財政効果のメリットがあるのかを町民に分かりやすい形で示して、住民とのコンセンサスを取っていく必要があるのではないかと考えているところです。

そこでお聞きしますが、来年度の生田原保育所の廃止の際に、今の3,000万円という数字でどれくらい財政収支が改善されるのかを広報や地域の回覧などで併せてお示しする考えはございますか。

○議長（杉本信一君） 今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 保育所の見直しによるメリットですとか効果を周知するべきではないかという御質問だと思いますけれども、公共施設の見直し方針の中では、毎年度見直し内容の検証を行うこととしております。また、その上位計画にある行政改革推進計画の中でも、公共施設の見直しのほかにさまざまな行革の取組に関する実施プログラム、これらの得られた効果ですとか達成状況を、町議会に対する説明、そのほかに広報などを通じて広く町民に対して情報提供に取り組むこととしております。

現在、この保育所以外にもさまざまな見直しの検討を進めておりますので、行政改革全般におけるその効果額等の情報提供を図っていききたいというふうに考えております。また、地域に与える影響なども考慮した上で、個別に周知が必要な場合もあると考えておりますので、行革による見直しを行う所管課と連携を図りながら、臨機応変に対応してまいりたいと思っております。

○議長（杉本信一君） 秋元議員。

○1番（秋元直樹君） できれば生田原地域の方々とうまく伝わるような方法で、広報等を活用して周知を図っていただきたいと考えております。

続いて、3点目の生田原保育所の園児の送迎の質問に移りますけれども、先ほどの答弁でも多少触れられていたのですけれども、令和8年度の廃止となると1名の園児が該当する状況だと私も理解しているところです。複数人ではなく一人であれば一番行政として簡単なのは、答弁にもありましたけれども、園児の交通費を一定額の負担をすることであるのですけれども、私も子どもを持つ親であります。親としては朝の一番忙しい時間に往復20分かけて安国まで季節を問わず雨の日も雪の日も送迎するのは、費用負担をするにしても少し大変なのではないかと、同じ地域に子を持つ親である私も思慮するところがあります。

交通費の助成以外の方法である、生田原地域と安国地域で運用しているデマンドハイヤーの活用やスクールバスなどについては、人数が一人という要素以外で採用しない理由などはありますか、またはそのような検討はされましたか。

○議長（杉本信一君） 二瓶子育て支援課長。

○子育て支援課長（二瓶雄介君） 送迎は保護者の方は毎日となりますと大変かと思えます。デマンドタクシーですとか町による送迎等も検討いたしましたが、いずれにしましても小さいお子さんだけ乗せることはできませんし、そうなりますと保護者ですとか保育士の同乗が必要でしょうし、また、送迎となりますと時間も固定されてしまいます。小さいお子さんの場合、登所してから体調の変化により保護者の方にお迎えに来ていただくということも多々あるかと思えます。このようなことを考慮いたしまして、毎日の送迎につ

いては大変なことと思いますが、そこは保護者の方をお願いして、町としては交通費の助成を行い、保護者の方への支援が最善の方法と考えたものでございます。

○議長（杉本信一君） 秋元議員。

○1番（秋元直樹君） 言われてみると3歳の子どもを一人で乗せて送迎するわけにはいかないでしょう。最低でも保護者、保育士が帯同しないと駄目ということであれば、その分の交通費を助成するという方法が理にかなっているのではないかと思います。自分で聞いておいてなのですが。風邪や発熱で帰る場合も想定すればなおのこと、送迎については難しいということについては理解させていただきました。

ちなみに、該当保護者の1名の保護者とは、そのような町の考え方については現段階で少しでもお話をされていますか。そこだけ確認させてください。

○議長（杉本信一君） 二瓶子育て支援課長。

○子育て支援課長（二瓶雄介君） 統廃合のお話をしましたときに、併せて交通費助成の関係もお話をしております、そちらも了承いただいているところでございます。

以上です。

○議長（杉本信一君） 秋元議員。

○1番（秋元直樹君） 保護者が理解されているのであれば、納得させていただきました。

ここで最後の質問にさせていただきたいと思います。一般質問の当初でも触れさせていただいたとおり、生田原保育所の廃止については、現在の園児の数、人数配置の状況を考えれば仕方ないことだと私自身考えています。特にここ数年は、先生3人に対して子どもが3人以下の状況が続いていました。先生を含めて6人そろっているときはまだいいものの、時には先生3人、子ども一人で日々保育所の周りを散歩している姿を見ると、非常に心も苦しくなりましたし、このままの維持は難しいのではないのかなと常々感じていたところです。これは生田原地域の住民で同じ光景を見た方々はほとんど同じ気持ちを持たれたのではないかなと私自身考えております。ただ、頭で分かっている、地域に住む皆さんの多くが通った保育所であります。少し寂しいとは思われる方が多いというのが正直な実情であるところであります。廃止になりますけれども、ぜひそのような住民の気持ちに寄り添っていただき、廃止に向けての準備を進めていただきたいと思います。

最後に、安国保育所の受入れ体制についてお聞きさせていただきます。現在1名という試算ですけれども、その1名が安国保育所に移ることになるので、大きな運営に関わる変更はないと思いますが、先般の常任委員会でも説明がありました、こども誰でも通園制度が来年より始まり、安国保育所でも受入れが行われる可能性があるところです。あわせて、安国保育所はゼロ歳児保育も実施しており、人員の配置などには今回の統合による一定の配慮が必要ではないかと考えているところです。統合の受け皿となる安国保育所の現在の運営状況と再来年度以降の方向性についてお聞かせいただき、私の質問を終わります。

○議長（杉本信一君） 二瓶子育て支援課長。

○子育て支援課長（二瓶雄介君） 現在、安国保育所では、ゼロ歳児クラスに2名、1歳児・2歳児クラスに9名、3歳児・4歳児・5歳児クラスに5名の計3クラス16名となっております。そこに正職員の保育士4名、代替保育士を除く会計年度の保育士2名、そのほか調理員等で運営しております。このたびの統廃合で、令和9年度から受入れとなりますが、対応は可能と考えております。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 以上で、秋元議員の質問を終わります。

通告2番、渡辺議員。

○7番（渡辺清夏君） ー登壇ー

通告書に従いまして質問いたします。

ヒグマ出没に対する安全対策について。

今年、全国的に熊の出没情報や人的被害が多く発生しており、国や北海道ではヒグマ被害に対する会議が開催されました。熊関連の会議としては初めて陸上自衛隊が参加するなど、熊対策に関する異例の対応が取られています。

8月には町でも市街地へのヒグマ出没を想定した合同訓練が行われました。

幸いなことに町内では人的被害は報告されておりませんが、市街地以外の生活圏域では多くの出没情報が報告されております。

そこで、町としては、現状把握と対策についてどのような考えをお持ちかお伺いします。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

渡辺議員の御質問、ヒグマ出没に対する安全対策についてお答えいたします。

質問のヒグマ出没の現状であります。11月末現在のヒグマの目撃や足跡などの痕跡に対する通報は、町内全域で102件となっており、昨年の44件と比較して約2.3倍となっております。

ヒグマの通報時の対応については、地元猟友会をはじめ関係機関に御協力いただき、付近のパトロールや足跡などの痕跡確認を実施して警戒するとともに、人の生活圏域での出没時には、広報車や近隣宅への訪問による注意喚起やチラシ配付等の対応を行っているところであります。

また、学校、保育所等を所管する関連部署と情報を共有して、児童等の安全確保を実施しております。

農業被害に対しては、農作物の食害や畑地周辺への出没が頻発する際は、猟友会に依頼し、箱わなや銃器により捕獲対応をしているところです。

さらに、国の法改正による緊急銃猟を想定して、7月には生田原地域の関係者による机上訓練を実施しました。机上訓練というのは、現場ではなくて机とかそういうので、お

互いに想定してやる訓練でございます。8月には、全地域の猟友会、遠軽警察署などが参加し、緊急銃猟制度の説明と実地訓練を実施し、緊急時への対応に取り組んできたところです。これまでも、熊に限らず鳥獣被害対策など、専門的な知識や経験を持った地元猟友会と連携を図り、取り進めてきたところでございます。

しかしながら、熊被害対策は市町村単独ではなく広域行政で取り組む問題、課題でございます。国や北海道に対しても要望してまいりたいというふうに考えております。熊は住民票もないですから、どこにでも行きますから、一つの町だけで隣とばらばらの対策をしても効果がありません。そういう意味で、やはりこれは広域行政というところでございます。

今後は、国が示した「クマ被害対策パッケージ」に基づき対策を進めていくこととなりますが、より一層地元猟友会との連携を深め、町民の命と生活が守られるよう、対策を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 渡辺議員。

○7番（渡辺清夏君） ヒグマ通報時の対応で、付近のパトロールや近隣宅への訪問による注意喚起とありましたが、不在の方もいれば地域外に移動中の方もいると思いますので、周知はなかなか難しいと思います。近隣の地域住民だけでなく、全町民がリアルタイムで知れることが重要だと思いますが、全町民に対して町独自の情報提供を行える対策というのは考えていませんでしょうか。

○議長（杉本信一君） 石川農政林務課長。

○農政林務課長（石川正徳君） ただいまの渡辺議員の出没情報の提供体制についてお答えしたいと思います。

出没状況の周知につきましては、現在、警察と情報を共有しまして、北海道警察のアプリ、ほくとポリスを活用しているところでございます。また、不在時のお話もありましたが、チラシの投函等も行いまして現在対策を取っているところでございます。

町の独自の情報提供としましては、出没場所ですとか出没回数などを参考にして、不測の遭遇を避けるための情報として活用いただけるよう、町のホームページ、公式LINEでの情報提供体制を現在進めておりまして、近々皆さんに御案内できる状況となっております。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 渡辺議員。

○7番（渡辺清夏君） 今御回答いただいた中で、ホームページやLINEでの提供体制を進めているとの回答ですけれども、例えばなのですけれども、子どもたちに対してというのはどのような対応を考えていますでしょうか。北海道の教育局からは、「学校における危機管理の手引」の追録に、ヒグマ出没時、発生時のポイントというのが追加されたかと思うのですけれども、このポイントの中に、今後の対応策（未然防止策）のポイントが

示されており、その中でもこの未然防止策というものには、「児童生徒に対する安全指導やヒグマに遭遇しないための行動に関する指導を行うとともに」と記載があります。この手引にのっとった指導を行う予定というのはありますでしょうか。

○議長（杉本信一君） 堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 御質問にお答えさせていただきます。

「学校における危機管理の手引」につきましては、議員が御質問のとおり、今年8月にヒグマが出没した際の対応例ということで追加されているところでございまして、この対応例を参考に各学校では取り組んでいるところでございます。

具体的には、朝の会ですとか帰りの会などで、登下校に際しまして、例えば目を合わせて動かないようにする、大きな声を出さない、ヒグマがいなくなった後に大人に知らせるなどといった基本的な対応などについて、口頭またはリーフレットなどを用いて既に注意喚起を行っているところでございます。

また、総合的な学習の時間の際に、野生動物をテーマとした学習ですとか、また、ヒグマの生態などについて学習を行った学校もあるところでございます。また、来年度以降につきましても、総合的な学習の時間などで実施も視野に入れて検討している学校もあるといったこともお聞きしているところでございます。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 渡辺議員。

○7番（渡辺清夏君） 今の御回答でしたら、学校でそれぞれやる時期はばらばらということよろしいでしょうか。

○議長（杉本信一君） 堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 御質問のとおり、学校それぞれの判断で時期が変わっているといったことでございます。

以上です。

○議長（杉本信一君） 渡辺議員。

○7番（渡辺清夏君） ヒグマの情報とかいろいろなことが増え始めたのが今年に入ってからだと思うのですが、特にこれからの季節ではヒグマが冬眠に入ってくるので、私としてはこの冬眠の間に子どもたちに対しての未然防止策とかいろいろなことをきちんと全ての学校で行えて、冬眠が明けたときにはもうこのことが実施できているというのが望ましいかと思うのですが、学校それぞれに判断を任せてばらばらにしてしまうというのはいかがかと思うのですが。

○議長（杉本信一君） 堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 御質問にお答えさせていただきます。

やはり基本的には学校長の判断で、実施時期につきましては学校の判断という形になるかと思えます。ただ、年度初めですとかそういったときに全体的な危機管理の中で触れさせていただくといったことのお話はできるかと思えます。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 渡辺議員。

○7番（渡辺清夏君） 札幌市の例えで申し訳ないのですが、子どもたちに遭遇した場合の対応演習とか、ヒグマについての生態というのを児童館などでクイズ形式で行われたりしているのです。ですから、学校それぞれでやることももちろん大事なのですが、学校長の判断とかになってしまいますでしたら、児童館に通っている子どもたちに対してだったら結構一律にできたりしませんか。この訓練とかそういったクイズを行ってしまえば完璧かと言われたらそうではないのですが、危険から遠ざかったり、安全確保のためには必要なことだと思います。

どうしても学校長の判断とかになってしまいますと、熊を誘引するのは子どもたちの責任であることというのはすごく少ないのです。基本は大人の責任なのです。ですから、大人たちが環境を整えて対策することが大切だと思います。常日頃から危機意識を持つということで、いざとなったときの取れる対応というのは変わってくると思いますので、もう一度、学校それぞれでやるというよりは、できる限り一律に子どもたちにこういった情報提供だったり訓練対応をできるようなことを考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（杉本信一君） 堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 御質問にお答えさせていただきます。

ヒグマ対応を統一したほうがいいのではないかという趣旨の御質問かと思えます。教育委員会では毎月定例の校長会または教頭会を開催しているところでございます。そういった校長会の中を通じて、ヒグマ対応について実施していただく、そしてそういった内容を周知していただくかということは、町とも連携しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 渡辺議員。

○7番（渡辺清夏君） そういった校長会とかではお話ししていただいて、そこからするかしないかが決まるということでしょうか、それとも実施はしてくれるということなのでしょうか、どちらになりますか。

○議長（杉本信一君） 堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 教育委員会として、強制というのはなかなか難しいかなというふうには思っておりますが、教育委員会として各学校長に依頼するというのでありますので、その依頼に対して学校長は取り組んでいただけるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 渡辺議員。

○7番（渡辺清夏君） 学校ごとの判断となるのですか。それでしたら、8月に行った猟友会とか警察の方だけの専門的な訓練ではなくて、町として子どもたちも含めた全町民が

できる熊に係る訓練を実施するということがいかがでしょうか。これも必要だとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉本信一君） 石川農政林務課長。

○農政林務課長（石川正徳君） ただいまの全町民を対象とした訓練の実施等はいかがですかという渡辺議員の質問に対してお答えさせていただきたいと思います。

確かに出沒だけではなく遭遇時の訓練等も十分重要的な事項とは考えてはおりますが、今の教育委員会からの答弁にもございましたが、学校における児童生徒に対する対応ですとか、住民生活課によりますごみの分別ですとか、ごみ出しルールの徹底ですとか、その担当部署、担当課それぞれの横断的な取組が非常に重要だと農政林務課としても考えておりました、当課としましては、やはり人の生活圏域にまずヒグマを侵入させない、また、町民と遭遇させない取組が一番重要と考えて取り組んでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（杉本信一君） 渡辺議員。

○7番（渡辺清夏君） では、そういった訓練を今後行う考えはないということでしょうか。

○議長（杉本信一君） 石川農政林務課長。

○農政林務課長（石川正徳君） 遭遇時の訓練としての開催は今のところ考えてはおりません。

以上です。

○議長（杉本信一君） 渡辺議員。

○7番（渡辺清夏君） では、最後の質問にさせていただきたいのですけれども、私が質問して御回答いただいた内容以外で、町としては全町民とか子どもに対して、この熊対策として今後しようと思っていること、やる予定であるものがあつたら教えてください。

○議長（杉本信一君） 石川農政林務課長。

○農政林務課長（石川正徳君） 今後の町の対策でございますが、11月14日に国が「クマ被害対策パッケージ」というものを公表いたしました。内容的には、緊急的な取組、短期的に取り組むこと、中期的に取り組むことということで、段階を分けた対策が提示されたものでございます。

具体的な内容ですとか、これに対する財政措置等につきましては、近々公表されて、私たちの手元にも周知されるかと思っております。そこに基づいてこれからの具体的な対応を取っていくものと考えられますので、今のところ具体的に何かをというものは想定はしておりませんが、そのパッケージに示された内容に基づいて取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 渡辺議員。

○7番（渡辺清夏君） すみません、最後の質問と言ったのですけれども、国に基づいてではなくて、何か町独自でする対応はありませんかという質問だったのです。

○議長（杉本信一君） 暫時休憩します。

午前10時35分 休憩

---

午前10時35分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

内野経済部長。

○経済部長（内野清一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

町長からの答弁の中にもありましたとおり、熊への対策ということで、熊の行動範囲なども考えましたら、1市町村で対応するよりも、やはり広域で対応しなければならないということもありますので、そこら辺は今、農政林務課長からもお話がありましたとおり、クマ被害対策パッケージなどの内容もよく吟味しながら進めてまいりたいと思っておりますので、町独自、単独で何か対応できるかというのは難しいかというふうに考えております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 渡辺議員。

○7番（渡辺清夏君） 同じ回答を頂いても仕方がないのです。クマ被害対策パッケージに基づいてという回答は先ほど頂いたもので、そうではなくて、町独自ですることは、難しい、やらないという意味合いで受け取ってもよろしいですか。

○議長（杉本信一君） 内野経済部長。

○経済部長（内野清一君） そのように受け取っていただいてよろしいと思います。

○議長（杉本信一君） 以上で、渡辺議員の質問を終わります。

通告3番、戸松議員。

○2番（戸松恵子君） ー登壇ー

質問通告書に従いまして質問します。

不登校の子どもが安心できる支援と居場所づくりについて。

年間30日以上欠席した全国の不登校の児童生徒は、昨年、過去最高の35万3,970人になり、この10年間で約3倍になっています。遠軽町においては、昨年、小中学校の児童生徒約1,100人のうち57人（約5.2%）が不登校となっており、不登校予備軍の子どもたちも加えると、その数は決して少ない数ではありません。

不登校の原因はいろいろあり、その背景は一人ひとり違います。平成28年、いわゆる「教育機会確保法」が成立し、不登校はもはや特別なケースではなく誰にでも起こり得るものだという認識の下で、子どもたちへの学習権や進路選択の保障などに官民を問わず取り組む姿勢が求められています。

増え続ける不登校児童生徒に対して、文部科学省は、令和5年3月に取りまとめた

「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」として、「学びの多様化学校」を設置するとして、令和7年7月現在、全国に58校を設置しています。

また、各自治体には教育委員会が運営する教育支援センターが設置され、オホーツク管内では7市町にあり、遠軽町では教育委員会庁舎などに教育支援室が設置されております。

以前は不登校状態にある児童生徒の学校復帰を支援することが主な役割でしたが、最近では学校復帰が全てではないと考える施設も増えてきており、不登校状態にある児童生徒の居場所や自信、自尊感情を育てるための場所という役割を持つようになってきています。

そこで、次の点について伺います。

1、遠軽町の不登校状態にある児童生徒の教育支援室の利用状況は少ないと伺いましたが、その要因はどのように認識していますか。

2、新庁舎完成後の遠軽町における不登校児童生徒への学びの場の確保や、学校と家庭以外の居場所づくりという取組はどのように考えていますか。

以上です。

○議長（杉本信一君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤祐治君） ー登壇ー

2番戸松議員の不登校の子どもが安心できる支援と居場所づくりについての御質問にお答えいたします。

1点目の遠軽町の不登校状態にある児童生徒の教育支援室の利用状況は少ないと伺いましたが、その要因はどのように認識していますかとの御質問ですが、毎年度当初に学校を通じて教育支援室の案内に関するチラシを各家庭に配付し周知しているところでありますが、各家庭で不登校に関する考え方が認知され、登校するという結果のみを目標にするのではない、また、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがあるという考え方が保護者に広がっていると感じております。このことから、教育支援室をはじめ、各機関に相談してみようという思いが、いまひとつ行動につながっていないものと認識しているところであります。

次に、2点目の新庁舎完成後の遠軽町における不登校児童生徒への学びの場の確保や、学校と家庭以外の居場所づくりという取組はどのように考えていますかとの御質問ですが、現在オホーツク管内で七つの市と町が設置しております教育支援センターを遠軽コミュニティセンターに設置しており、また、教育委員会庁舎にも設置しているところであります。

なお、教育委員会につきましては、新庁舎へと移ることとなりますが、新庁舎においてもプライバシーに配慮した教育支援室の機能を継続できる部屋を備えており、これまでと同様に2か所での対応を考えているところであります。

以上でございます。

《令和7年12月10日》

○議長（杉本信一君） 戸松議員。

○2番（戸松恵子君） 今のお話はよく分かりました。日頃不登校対応をされている学校の先生方や支援室の先生方は大変御苦労されていることと思います。

私も今回不登校について再度勉強したのですけれども、先ほど教育長もおっしゃっていましたが、不登校の子どもたちというのはやはりさまざまな理由で心が折れた状態にありまして、我慢を重ねた上で登校ができなくなっていますので、無理に登校させようとすると、さまざまな身体状態が出る場合があります。不登校は本人の怠けや弱さ、親が甘やかしているからだというのは誤りであるというように皆さんは認識していると思いますし、先ほどおっしゃったように、心の傷を理解して、まずは休息させるということが大切だと思います。

ありのままの自分を受け入れてくれる人がいて、自分でいられるほっとした空間で休むと、人間は徐々に元気を取り戻していきます。ゆっくり休んでエネルギーを取り戻したら、学校にまた行ってみようかなとか、また、学校はまだ無理だけれども、どこかに行ってみようかなということで、動き出すことができるようになってくるというふうに言われています。そのときのいろいろな居場所の一つとして、安心できる大人がいる場所ということで、今の教育支援室がすごく大事な存在になってくると思うのです。

先ほどおっしゃったように、遠軽コミュニティセンター2階の教育支援室と教育委員会の2階の庁舎も見させていただきましたけれども、広くて明るくてすてきなスペースでした。ただ、今の子どもたちが個別にくつろげるスペースというものがなかったのです。

先ほどお話にありましたオホーツク管内の網走市の教育支援センターなのですけれども、網走市の保健センターの2階に「クリオネ学級」というのが設置されています。そこは15人ぐらい年間通級しているそうですが、1日平均五、六人通っているそうです。ロッカーとかパーティションで区切って、児童生徒が心を落ち着けて安心できる場所として工夫しているそうです。

あと、上富良野町の教育支援センター、これは結構有名なところなのですが、「M i n a M i n a（ミナミナ）」というところがありまして、ここもくつろぎのスペースとか、棚で区切られたソファースペース、カードゲームや本などのスペースとか、個人で集中して勉強に取り組めるようなスペースというように、区切られた空間があります。

子どもが行ってみようかなとか、支援室の先生と交流してみようかなという場所づくりとして、先ほどの遠軽町の支援室でも、そういう個人のスペースをつくるというような取組をしているような考えはありますでしょうか。

○議長（杉本信一君） 堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 御質問にお答えさせていただきます。

現在、委員会で設置しております遠軽コミュニティセンター、教育委員会庁舎におきまして、個別のスペースというものは設置していないというようなことでございます。いろいろなゲーム、いろいろな遊びというものは用意しているところでございまして、先生

方も常駐しているということで、勉強を教えてもらったり相談、そういった業務につきましては対応させていただいているところでございます。

そういった中で個別のスペースにつきましては、今後検討させていただくという形になります。経費といいましょうか、いろいろなものを工夫しながら設置の部分につきましては考えていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（杉本信一君） 戸松議員。

○2番（戸松恵子君） ありがとうございます。ぜひ工夫して、お金をかけなくてもできると思いますので、できればよろしくお願ひしたいと思います。あと、常駐の先生がいるということも実はすごく素晴らしいことだと思うので、ぜひ今後も続けていっていただきたいと思います。

もう一つの質問なのですが、学校なのですけれども、やはり子どもたちにとって楽しい場所、わくわくしながら学べる場所というのが一番望ましいことなのです。ただ、2020年度に現在の学習指導要領が変更されていますが、学習内容ががばっと増えまして、小学校4年生以上から毎日6時間授業です。休み時間や給食時間も短くなっており、さらに遠足などの楽しい学校行事も実は減ってきているのです。さらに、今言われている教師の長時間労働とか、これは遠軽ということではないのですけれども、やはり精神的な病気で病休になる先生も増えているというようなこともあります。私も5年前まで教育現場で働いていましたが、先生たちは本当に忙しいです。

基本的にその問題を解決するためには、2030年にまた新しい学習指導要領が出来ますので、もうちょっと学習内容を精選したり授業時数を減らしていき、学校の中にゆとりをつくるのが一番いいのではないかと私は考えています。

その先駆けを行っているのが、先ほども言いましたが、学びの多様化学校というのがあるのです。この間の道新にも載っていましたが、今は札幌に2校、釧路に1校、来年4月から開校予定です。学びの多様化学校というのは、授業時数を減らしたり、個人個人の発達に合わせた指導をやっているところで、各市町村で分校化も含めて全国で300校を目指しているということがあるのですが、こういう多様化学校について遠軽町の教育委員会としてはどのようにお考えか教えてください。

○議長（杉本信一君） 堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 御質問にお答えさせていただきます。

議員の御質問のとおり、国では学びの多様化学校を300校設置することを目標として掲げているところでございます。北海道内では私立で中学校1校、高校で1校の2校が設置されているかと思えます。

また、来年4月には公立でも釧路市が開設といった情報も確認しているところでございますが、現在教育委員会といたしましては、学びの多様化学校の設置の必要性の有無について検討している段階にはないといったところでございます。

なお、検討する際には、運営にかかる経費ですとか人材の確保、そして教育課程の編

成など、さまざまなことを検討していかなければならないというふうに考えているところでもございます。

教育委員会といたしましては、先ほども答弁させていただきましたとおり、教育支援センターの充実、また、さらに来年、北海道教育委員会ではメタバースを活用した居場所づくりといったものも始まるといったこともございますので、このメタバースを活用した不登校児童生徒の授業に参加するかどうか、そういったことも含めた中で検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 戸松議員。

○2番（戸松恵子君） 最後の質問です。

実は私の長男も小学生のときに一時不登校になって保健室登校した時期がありました。そのとき、子どもももちろんつらかったと思うのですが、親の私もすごくつらかったのです。そのときには、とにかく話を聞いてもらって相談するという自分でうまく解決していったのですけれども、遠軽には「すみれの会」という親の会があると聞いております。やはり苦しい気持ちでいる保護者たちにとって、親同士で交流したり悩みを共有してもらえるとすごくありがたいと思っているのですが、今後の町の相談体制についてもうちちょっと具体的に何か考えていることがあれば教えてください。

○議長（杉本信一君） 堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 御質問にお答えいたします。

議員の御質問のとおり、保護者の子育ての不安ですとか悩みについて相談する場といたしまして、すみれの会が既にあるところでございます。教育委員会といたしましては、すみれの会の相談につきましては、いつでも相談してくださいといった体制は整えているところでございます。しかしながら、相談の件数も少ないといった状況もございますので、今後、すみれの会の周知、こういったものにつきましては工夫していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 以上で、戸松議員の質問を終わります。

11時まで休憩といたします。

午前10時52分 休憩

---

午前10時59分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

通告4番、遠藤議員。

○5番（遠藤明美君） ー登壇ー

通告のとおり、私からは再生可能エネルギー発電施設設置業者に対する町民の不安についてお伺いします。

現在、日本においてクリーンエネルギーとして再生可能エネルギーが推奨され、太陽光発電施設や風力発電施設が建設されています。遠軽町においても、ここ数年太陽光発電施設が増えてきており、町民の不安の声が聞かれます。

先般、同僚議員の一般質問において、再生可能エネルギー発電施設に関するガイドライン策定を検討する考えが示され、先日の常任委員会において、太陽光発電施設に対しては令和8年4月施行を目指す旨と示されました。一定の抑止力になるという面で期待しています。

一方で、太陽光発電から風力発電にシフトされていくという懸念もあり、遠軽町でも風力発電施設の建設について今後注視していかなくてはならないことだと考えます。

先日、町内で太陽光発電施設の計画に関する住民説明会が計画の見直しという理由で中止となりました。これは計画が中止となったわけではなく、説明会が中止となっただけです。

ガイドラインが整うまでの間、このような計画に関して町としてどのように対応していくのか、あわせて、風力発電に対するガイドラインに関しては、先日の常任委員会で検討すると返答いただきましたが、策定期間はいつを目指しているのかをお伺いします。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

遠藤議員の御質問、再生可能エネルギー発電施設設置業者に対する町民の不安についてお答えいたします。

まず、ガイドラインが整うまでの間、このような計画に関して町としてどのように対応していくのかとの御質問でございます。町としては、これまでも太陽光発電施設や風力発電施設の問題に関しては、住民に寄り添いながら可能な限り対応してきたところであり、ガイドラインが整うまでの間につきましても同様の対応をしております。

次に、風力発電に対するガイドラインの策定期間はいつ頃を目指しているのかとの御質問ですが、風力発電に関しては、太陽光発電とは法令（法律、政令）等が異なり、計画から建設までにかかる期間に相当の開きがあります。また、事業規模が大きく、必然的に計画の事前申出や住民説明会も行われております。

こうしたことから、現時点において風力発電のガイドラインについては策定期間も含めて検討しているところでございます。

国では、「太陽光発電事業の更なる地域共生・規律強化に向けた関係省庁連絡会議」を設置し、規制強化のための法律の改正方針などをまとめた政策パッケージを年内に公表する方針とのことから、当面はこうした動きを注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 遠藤議員。

○5番（遠藤明美君） 検討中ということでお返事を頂きました。

1点目の件について再質問をさせていただきます。寿町で10月に行われたメガソー

ラーの説明会の件ですけれども、住民の反対により建設の計画が白紙になりました。その場面で、町側からも説明会に出席されていたということで、町の問題意識が伝わって、企業側への抑止力になったと考えています。そのことで住民の方も納得されていたのではないかなと思っています。

今後、ガイドラインが策定されるまでの間に今説明会が中止となっている清川での計画がまだ進行中でありますので、今後、住民説明会があったときには、前回のように出席していただけるのか、意向があるのかをお伺いします。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 寿町の件はお話しされたとおりでございます。

私は先ほど答弁で住民に寄り添いながらというふうに言わせていただきました。これは、現在の法令、制度の中では条例等で100%規制できるものではございません。これは釧路の例などを見ても御理解されていると思いますけれども。そういった中で、先ほど答弁でも、国は今政策パッケージなどをつくってやりますと言っています。最近も私はそういう話をさせていただいて、やるという話を実は頂いております。

そういう中で、やはり国の法令、これは法律、政省令というのですけれども、これは法律で決めない限りは条例では難しいということを先ほど言いましたけれども、条例は法律を超えられないのです。御理解されているかあれですけれども。だからこの問題はやはり法律を変えてやってもらわないといけない。ということで、我々に直接的な権限がない。それでいろいろ国と話して、多分全国でいろいろあったのだと思うのです、それで今の政権といいますか、与党といいますか、は、やりますというのはいはつきり私も聞いてきました。

それで、それまでの間、今までもそうですけれども、町も寄り添いながら、いろいろなやり方があります。出席するのもそういうふうに抑止力があったと言っていただければいいのですけれども、やはりそれはそのときそのときのケース・バイ・ケースで対応してまいりたいと思います。

また、風力も同じなのです。法律が違いますと言ったけれども。それをどうやるかというのを、例えば想定しているのを全部腹の内を……別に業者が全部悪いとは言いません、けれども、やはりそれを今の段階で出すのは町としてどうなのかな、やはりそれはケース・バイ・ケースで住民に寄り添って町としては対応してまいりたいという答弁でございます。

○議長（杉本信一君） 遠藤議員。

○5番（遠藤明美君） 町長から今お伺いして、風力発電も太陽光発電も国の法律等があるので、条例とかガイドラインを策定する以外は唯一の手段はないということは理解しました。

その上で、再生可能エネルギーに関する町民が抱える不安として、環境破壊もあるのですけれども、そのほかにも撤去費用が町民への負担になるのではないかという点も挙げ

られると思います。道南のせたな町の洋上風力発電のことが今年7月に新聞記事に載ったのですけれども、2基ある洋上風力発電施設が4億円の撤去費用がかかって、それが全て町民の負担だということが記事になっていました。

遠軽町でもこのようなことが起こるのではないかという不安があると思うのです。そこで、町長の環境に対する考え方をお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 今の御質問は、最終的には環境に対する答えでいいのでしょうか。では、結論から言いますと、さまざまな事業者の方がやはり来られます。必ず町として強く申し入れているのは環境です。それと地域住民との関係でございます。これは引き続き重要な事案であると、我々には法令をつくれなから権限はないのだけれども、そこは強く申ししておりますし、今後もそのようなことから、さらに起きたときにはケース・バイ・ケースで対応してまいりたいというふうに思っております。

あと、先ほどもありましたが、国で今考えてくれていることは、先ほどおっしゃったソーラーなら10年とか20年で置いていかれるということですよ。これはまさに全国からそういう声が上がっているのです。それを含めて今国で対応してくれるということであるので、ガイドラインとか条例も、そういったものをしっかり動向を見ながらやらないと意味がないので、そういうことに向けてやってまいりたいというふうに思っております。

○議長（杉本信一君） 以上で、遠藤議員の質問を終わります。

通告5番、白幡議員。

○4番（白幡隆一君） ー登壇ー

通告書に従いまして質問いたします。

下水道の水洗化の普及促進について。

遠軽町における下水道については、遠軽町公共下水道事業計画に基づいて今日まで事業が展開されており、町の第3次総合計画でも上下水道の充実がうたわれているところで

す。

下水道の水洗化率は、令和5年度で96%の実績、目標値として令和11年度で97%となっています。この計画によって、町民がより快適な生活を送ることができる反面、下水道区域内で水洗化の希望があるにもかかわらず、下水管が敷設されている公道からの距離的問題などから条件が満たされず、水洗化できない事例も聞いております。

今後、水洗化の普及促進に向けて、敷設条件の見直しなどを含め、方策を考えていますか。

以上です。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

白幡議員の御質問、下水道の水洗化の普及促進についてお答えいたします。

質問にあります、下水管が敷設されている公道からの距離的問題などから条件が満たされず、水洗化できない事例とは、町道等の公道から住宅までの間、いわゆる私有道路の距離が長い事例を言われているものと思います。

私有道路に下水道管を敷設する場合においては、遠軽町私有道路公共下水道設置規程に基づき運用しております。設置条件としましては、私道敷地延長が50メートル以上であること、当該公共下水道に下水を排除する家屋が3戸以上あることなどの規程を設けており、設置を希望する代表者からの申請により、採否、やるかやらないかを決定して敷設しているところでございます。

敷設条件の見直しなどを考えていますかとの御質問であります。現在の下水道料金体系に影響を大きく与えるということも考えられるため、今までどおり町で設置した規程に基づいてやってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 白幡議員。

○4番（白幡隆一君） 北海道全体の水洗化率が令和5年度で92.1%、遠軽町はこの北海道平均より高いことを前提としますが、しかし、パーセントという数字はいかに町民の生活環境を考えて実施したかという結果がついてくるものであると思います。

という考えから再質問させていただきます。現状の下水管を公費負担で敷設しようとした場合、3戸以上の同意が必要とのこと。実際に2戸の住宅しかなく、下水管が設定されているところから90メートルの位置まで自費で下水管を引っ張るとなると相当な費用が見込まれる状況にあります。そうしたところは自前でやる以外に方法はないのかお聞きしたいと思います。

○議長（杉本信一君） 小野寺水道課長。

○水道課長（小野寺悟君） ただいまの質問にお答えします。

90メートルの距離を自費で設置しなければならないのかという御質問ですが、先ほど町長からも回答したとおり、私有道路における敷設の基準がございまして、これは同じお話になりますけれども、50メートル以上、3戸以上という規程がございまして、メートルにつきましてはクリアしておりますが、2戸となりますと規程に合致しないという部分がありますので、そういう場合については無理ということになります。

○議長（杉本信一君） 白幡議員。

○4番（白幡隆一君） 下水道区域に入っている場合、個別排水処理事業には当たらないので該当しないということなのですが、先に述べたように、非常にお金がかかるということで、そういう住民の立場から言いますと、もう少し柔軟にその場所を個別排水処理事業、浄化槽などで対応することなどはできないものなのでしょうか。

○議長（杉本信一君） 内野経済部長。

○経済部長（内野清一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたように、一定の私有道路についての基準で3戸以上

という基準を決めさせていただいたのは、やはり下水道の会計上も皆さんから頂いている使用料で下水道事業を進めておりますので、そこは一定の基準、3戸以上、下水道管を町で引いたときには使用料を頂かないとなかなか経営的に厳しいということから、一定の基準の下で今までも進めてまいったところであります。

町としてやることにつきましては、先ほど言いましたように、公道の中に下水道本管を入れまして、そこに公共汚水ますというものをつけます。そこまで町がやります。その公共汚水ますというのは皆様の住宅ですとか店舗、事務所などの建物から下水道を受ける受け口というイメージを持っていただければいいかと思いますが、そこまでは各自自前で工事を進めてもらうということで進めてまいりました。

今御質問のありましたケースにつきましては、その公道には直接土地が面していなくて、通路を通さないと下水道につながることができないということでの今の御質問だと思えますが、町としましては、そういったケースが確かにあることも認識しておりまして、個人でそこを引いてもらったときにはそれなりのやはりコストは高い部分がかかります。それも町としては理解しておりますので、そうした場合、下水道を引いて使い始めるときには、受益者負担金というもの、これは下水道を始めるときには皆さんから頂いているものがございます。その受益者負担金については免除するというので、そういうケースの自費で引かれたところについては免除しているということもやっております。ですから、そういうことによって、そういう方々の負担を少しでも減らしたいということでこれまでも進めてまいりましたので、今後ともそういうケースについてはそういう形で対応してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（杉本信一君） 白幡議員。

○4番（白幡隆一君） ただ、さきの事例のように90メートルとなると、その工事だけで500万円から600万円ぐらいかかると聞きます。それで、受益者負担金については土地の広さで計算すると聞いていますので、その金額と自分で引くお金の差は10倍以上あるかなと思ひまして、やはり下水管を希望する町民にとっては非常に大きい負担になると思うことから、今定例会の町長の行政報告及び提出案件要旨の中で、「下水道に接続できない地区については、個別排水処理事業により浄化槽を設置する」と述べられておりますところから、下水道地域であり、しかも条件がそろわず水洗化できないということになれば、そこの整合性が図られないのではと考えます。

水洗化普及促進を前提とすれば、さきの事例などを下水道区域から外した上で、やはり先ほど申しましたように個別排水処理事業として該当させるケースも方法の一つではと考えますが、いかがでしょう。

○議長（杉本信一君） 内野経済部長。

○経済部長（内野清一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど白幡議員から90メートルということで事例を一つ出していただきましたが、

個別具体的なことについてはこの場ではお答えできませんが、例えば90メートルということであれば、2戸と言われましたけれども、2戸だけに限らず、多分その通路のところにはほかにも沿線に宅地がある方もいらっしゃるから、それだけの距離があればですが、そうすると、1軒で引くとなると、先ほど言われていましたように、工事費というのは相当かかるわけですが、やり方としては、そこの90メートルまで引かれると、その沿線の方にも利便性は出てくるわけですから、そこは共同で引くとか、方法はいろいろあるかと思うのです。

一方で、今の個別排水で対応することができないかという御質問についてお答えいたしますが、今、個別排水の事業については、下水道の認可区域は対象外という形にしています。その下水道の認可区域を定期的に町としては見直しをしていますので、そこでその区域を見直す際に考えるということも一つの方法だとは思っています。

しかし、ここで慎重に考えなければならないのは、下水道の認可区域というのは、旧遠軽町、遠軽地域は都市計画というのがあります。その都市計画の中で用途地域という設定をしています。分かりやすく言いますと、この用途地域というのは、市街化するという地域でありまして、建物を建設することを促進する区域なのですが、そここの下水道認可区域というのは、ぴったりではないのですけれども、かなり重複しているところがありますので、なぜそういうことをしているかということ、ある程度の大きい面積のところを下水道認可区域を外してしまいますと、遠軽の町は、今までそうなのですが、大体住宅地というところは開発行為という宅地造成されて広がってきたということがあります。その下水道認可区域というところがないと、その宅地造成されたときに、それは民間の業者が宅地造成をして宅地として売るわけですが、下水道認可区域がそこにかかっていませんと、宅地は造成するけれども、そこには下水道が整備してもらえないことになるのです。ただ、町としてはそこが下水道認可区域になっていますと、その開発する業者に下水道を整備することを義務づけることができるのです。

ですから、そういう形でそれなりの大きい面積になっているところを、簡単にその下水道認可区域を外してしまうと、結果的には町でそこを下水道整備しなければならないということにもなりますので、そういうまちづくりという広い観点からも、今言われたような下水道認可区域を調整しながら個別排水で拾っていくというのは、可能ではありますが、慎重にやっていかなければならないというふうに私は考えています。

以上です。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 私の施政方針の中からも質問がございましたので、矛盾しているというのは私も理解に苦しむところではありますが、この話は全てに影響してくる話を白幡議員はおっしゃっているのかなというふうに思います。これはどのような制度でもどこかで線引きしないといけないわけです。いろいろあります。例えば除雪。高齢者の除雪は町で緊急の分をやっていますけれども、それも所得制限をかけたりしています。それを

1,000円変わるか変わらないかで当たる人と当たらない人がいるのも分かっています。税金の控除もみんなそうです。ではここにAという人がいて、オーバーしているからやってというと、また、その辺のBの人もそうだし、これは世の中のルールといいますか制度をつくれなくなってしまう根本の話が今含まれている話だと思ったので、私からそういうことがありますということをお答えさせていただきます。

○議長（杉本信一君） 白幡議員。

○4番（白幡隆一君）

○議長（杉本信一君） 暫時休憩します。

午前11時27分 休憩

---

午前11時27分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

ただいまの白幡議員の最後の質問に関しては、本人からの意向もあり、議長において精査をさせていただきたいというふうに思います。

以上で、白幡議員の質問を終わります。

通告6番、14番佐藤議員。

○14番（佐藤 昇君） ー登壇ー

私からは、通告書に従いまして、佐々木町長の5期目の町政運営についてお伺いいたします。

9月23日告示、9月28日投開票で実施された町長選挙は、合併後初の選挙戦となり、佐々木町長が掲げた公約は、まちづくりへの政策の5点の柱と、まちづくりの基盤となる主な公約4点を掲げました。一方、他候補は、住民生活の底上げなどを訴え、選挙戦が展開されました。結果、佐々木町長が5,421票、他候補は2,814票となり、佐々木町長が引き続き町政運営を担うこととなりました。

そこで、佐々木町長の5期目の町政運営を図る上で、次の2点について見解を伺います。

1点目、選挙におけるそれぞれの得票結果については、さまざまな見方があると思いますが、町長はどのように受け止めていますか。

2点目、他候補が主張されていた、町内で通学する遠軽高校生に対する補助及び助成、満18歳までの医療費助成などは、一般質問などでも幾度となく取り上げられておりますが、それらも含めて今後の町政運営を図る上でどのような認識を持っておられますか。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

佐藤昇議員の質問にお答えしてまいりたいと思います。

まず、1番目の選挙におけるそれぞれの得票結果について、さまざまな見方があると考えますが、町長はどのように受け止めていますかとの御質問でございます。候補者佐々木ではなくて町長としてお答えするしかこの場ではできませんので、町長として答弁させていただきます。

選挙結果は票が全てであります。5,421人の私の賛成者がいて、2,814人の反対があった、これは数字そのものでございます。まれに見る投票率の低さは考慮要因ではあるのでしょうけれども、反対の人が約3割はいるということでございまして、町長としては、そういった票も踏まえた上で町政運営をせねばならないというふうに受け止めております。

2番目、他候補が主張されていた、町内で通学する遠軽高校生に対する補助及び助成、満18歳までの医療費助成などは、一般質問などでも幾度となく取り上げられていますが、それらも含めて今後の町政運営を図る上でどのように認識を持っておりますかとの御質問でございます。今後の町政運営ということでございますので、そちらから掘り下げて御答弁させていただきます。

町政運営につきましては、昨日、この議会、行政報告及び提出案件要旨により、私の町政執行に対する所信表明を申し上げました。今後の町政運営については、所信の中で、先ほど議員からもありましたけれども、私の五つの政策を柱として申し上げております。これについては一つひとつは省かせていただきます。この五つを町政の中で実行していく、そしてまた、さまざまな町政の困難な課題に対するということでございます。

それをどのように対応していくのかということでございますけれども、これらの問題とかは、先ほど別の議員の質問の中でもありましたけれども、法令の整備、それから莫大な予算などが必要なことであります。今までもそうでありました。この点については、残念ながらそういう法令は国会でしかつくれません。我々は条例、規則になりますけれども、そういった権限がない、また、財源も本当はないわけでございます。よって、これは今までもそうでありましたけれども、国、道などとの協議を理路整然と粘り強く続けて、今後4年間の町政運営、そしてさまざまな課題に立ち向かってまいりたいというふうを考えております。今までの16年間も私の8割以上はそういった仕事が一番大きなことでございました。ここまでは大きな町政運営の進め方の話でございます。

そしてもう一つ、町政運営の中で我々が忘れてはいけないのは、町村合併をしたということです。なぜ我々は町村合併をしたのか、人によってはせざるを得なかったのかになりますけれども、そこはやはり忘れてはいけないと思います。16年前に町長になっても、そのことだけはしっかり頭の中に入れてやってまいりました。もう二度と合併前の

状態には戻さない。これは何を言っているかということ、財政基盤でございます。これはやはりしっかりとつくっていかねばならないというふうに思います。

合併してからさまざまな事業をやってまいりました。ただ、これは合併した、単純に自動的に来る優遇策がいろいろございます。皆さんも御存じです。それだけでやってきたわけではないのです。先ほども言いましたけれども、いろいろ国とかに働きかけて、別なものをまた取ってきた中でやらないと、今までの、この合併後の今の新町なんか絶対できていません。借金しまくればできたかもしれませんが、そのようなのでは次に渡せませんから。そういった中で、やはりしっかりとした財政基盤をつくって、今後の町政運営に当たってまいりたいというふうに思います。

その中で、それらも含めてということで、町内で通学する高校生の補助とか、18歳までの医療費助成についてでございますけれども、先ほど言ったように、二度と過去に戻らない。財政基盤をしっかりとしなければいけない。そのために、今日も行革の話がありました。これも町で勝手につくっているわけではありません。民間の人たち、委員につくってもらって、それをさらにまた皆さん方とも協議しながらやっていくわけですが、まずその行革をやって、そして昨日この場所で議決いただきました財政計画、これに当てはめていって、果たして我々の力でいろいろこの後どうできるのだというような財政基盤の上に立たないと、町内の高校生に助成をするとか、医療費の話も、これは後で数字も出るかもしれませんが、なかなか今の段階では厳しいのではないかなというふうに思います。

その他の理由もたくさんあります。町外の生徒はやはりインセンティブのためにやっているのであって、生活費のそういう補助、補助というのは、政策を実現するためのインセンティブ、誘導策と、あとはやはりこの場合でいうと生活費の支援みたいな補助に大きく分かりますけれども、やはり正当なやり方は、政策を進めるためのインセンティブ。それによって他町から自分の家を離れて遠軽高校に来て、今120人います。その120人、これは単なる遠軽高校の維持のためにやっていますけれども。高校がなくなったら大変ですから。それだけではなくて、120人の人口増政策にもなっているわけです。それに基づいて、これはあまり言いたくないのですけれども、今はほかの町もまねしだしているんで、財源も入っているということでございますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 14番、佐藤議員。

○14番（佐藤 昇君） それでは、再質問いたします。

1番目の関係については、町長がおっしゃっていましたが、3割が町長以外の候補者に投票したということで、そうした現実を踏まえて町政運営を図っていくというふうに述べられました。

2点目の中では、町長からは恐らく大枠も含めて財政計画なり行革なりそういったこ

となども踏まえて、いずれにしても考えていくべきことだというふうな答弁をいただくの  
だろうなということは予測しておりました。

1 番目で言われておりました、その関係、いずれにしても選挙結果を踏まえて町政を  
図るという答弁に期待を寄せた上で質問を一つしてみたいと思いますが、2 点目の項目の  
中でも具体的に言うておりますけれども、私も町の中のいろいろなところを歩いて、やは  
り声としていただくのは、ここにも書いてありますけれども、やはり中学校までの通院を  
含めた医療費の助成、あるいは町内から遠軽高校に通う方々に対する交通費の助成、こう  
いった声というのはやはり多く聞かれるのです。やはり他の候補もそういうことを随分  
言っていましたけれども。これ以降、町長としてやはり選挙結果を踏まえて、ぜひ懐の深  
さを示していただいて、私が今申し上げたようなことも含めて、ぜひ今後の町政運営に生  
かしていただきたいものだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） まず、選挙結果は約3割、私のほうが当選したから多いわけ  
ですけれども、多いからといって、今までの16年間もそうですが、別に味方してくれた人  
の言うことを全部聞いてきたわけでもありません。それはできませんとお断りしているの  
もたくさんあります。私の判断基準はあくまでも町のためになるかどうかだけでありま  
す。そういった中で、先ほど1回目の答弁をしたまちづくりの方針、そして、合併をなぜ  
しなかったか、忘れてはいけない、合併せざるを得なかったかということを上申したわ  
けでありまして、今の議員の再質問の中にもありましたけれども、そういう財政のことも  
議員もよく御承知の上で再質問いただきました。しっかりとした財政基盤をつくった上  
で、私も懐の広い町長として頑張ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 通告7番、阿部議員。

○3番（阿部君枝君） ー登壇ー

通告書に従いまして、2点について質問いたします。

1点目は、町民生活を守る物価高騰対策について。

長引く物価高騰は、町民生活に深刻な影響を及ぼし、子育て世帯や年金生活者などの  
家計に負担が強いられています。このたび、政府は自治体が独自の物価高対策に柔軟に活  
用できるとされる交付金の拡充を閣議決定されました。

町では、生活応援プレミアム商品券が販売されましたが、今回閣議決定された「重点  
支援地方交付金」は、自治体独自に柔軟に活用できるとされている部分について、どのよ  
うに活用されるか伺います。

2点目、男性のHPVワクチン接種について。

令和5年3月定例会の一般質問でも触れさせていただきましたが、男性のHPVワク  
チン接種は、令和2年12月の承認により4価のHPVワクチンのみ自己負担での接種が  
可能となりました。

男性が接種することで、肛門がんや尖圭コンジローマなど、感染予防ができるほか、感染経路となるパートナーへの感染予防についても有効な接種とされています。

このことから、男性の接種に対する普及啓発や、接種費用の支援の考えについて見解を伺います。

以上です。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

阿部議員の一つ目の御質問、町民生活を守る物価高騰対策についてお答えいたします。

一般質問の通告書にもありますように、国においては、物価高が継続する中、地方公共団体が地域の実情に応じた生活者、事業者の支援を行えるよう、重点支援地方交付金のさらなる追加を行うことが閣議決定されたところでありまして、今後国会で補正予算の成立が待たれるところでございます。

重点支援地方交付金につきましては、これまでもエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細かに必要な事業を実施してきたところでありますが、今回の特徴としては、生活者に対する食料品の物価高騰への支援をさらに手厚く実施するために、特別加算がされることになっております。

自治体独自に柔軟に活用できるとされている部分について、どのように活用する考えかとの御質問です。交付金の趣旨に沿いながら、遠軽町としてどのような事業を実施するかについて、柔軟な活用方法や手法について今検討中でございますが、取り急ぎ、生活者の支援事業について、今定例会に追加議案を提案したいと考えております。その他の事業につきましては、整い次第議会にお諮りして進めてまいりたいと考えております。

次に、二つ目の御質問、男性のHPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチン接種についてお答えいたします。男性の接種に対する普及啓発や接種費用の支援の考えについて見解をとの御質問ですが、町においては、これまで予防接種法に基づく定期接種を実施することとしております。したがって、男性のHPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチン接種についても、この法律に基づく定期接種ではないので、御質問の接種に対する普及啓発や接種費用の支援について実施する考えはございませんので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○3番（阿部君枝君） ここにもありますように、1点目の質問ですが、生活応援えんがるプレミアム付商品券、物価高騰に対して停滞している町内消費の喚起を図るため、町内で使える生活応援プレミアム付商品券が現在発行されまして、販売期限が過ぎたと思うのですが、この販売状況をお伺いしたいと思います。

○議長（杉本信一君） 水野商工観光課長。

○商工観光課長（水野 徹君） お答えいたします。

現在、12月末までの使用期限という生活応援えんがるプレミアム付商品券でございますが、販売実績としましては、7割を若干切る値の69%ぐらいの販売結果というふうになってございます。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○3番（阿部君枝君） 7割、69%というのは世帯に対してでしょうか。

○議長（杉本信一君） 水野商工観光課長。

○商工観光課長（水野 徹君） お答えいたします。

今回の販売の内容につきましては、1世帯1セットということで販売させていただいております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○3番（阿部君枝君） 今回、1万冊を発行するような形で事務的な繰越明許費プラス補正分を加えると、事務費は687万6,000円でした。1冊当たり約687円というふうに捉えたのですけれども、その額1世帯当たり3,000円をプラスしますと約3,687円ということで、今回の予算の取り方は3,687万6,000円という支援事業でしたが、この考えは間違っていないでしょうか。

○議長（杉本信一君） 暫時休憩します。

午前11時50分 休憩

---

午前11時52分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

水野商工観光課長。

○商工観光課長（水野 徹君） 今の質問にお答えさせていただきますが、すみません、財源の部分につきましては後ほどお答えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○3番（阿部君枝君） 財源は後でということですが、9月末世帯というので考えたら9,513世帯なのです。売れ残りが生じた場合は追加販売はしませんので、必ず販売期間中に購入してください、これは当然だと思うのですが、そうなる、ここまで予算を設ける必要があったのかなと思ったのと、ペーパーレスと言われているときに約500枚刷らなければいけなかったのかなという点をお聞きしたかったのです。

○議長（杉本信一君） 水野商工観光課長。

○商工観光課長（水野 徹君） お答えいたします。

当課で行っているプレミアム付商品券の販売につきましては、過去5年ほど行ってお

ります、その実績をベースに考えております。過去には再販も行って、高い確率で販売したということもありますが、販売している先のいろいろな事務手間も非常にかかったということも踏まえて現在の形にさせていただいているのが実情でございます。

それで、予算は大きく取らせていただきますが、当課としましても100%全部売れるという想定をしてはいない中での計画というのがありますので、大体当課としましても7割8割はなかなか厳しいということで当初から考えて販売させていただいておりますので、その点は御了承いただきたいと思っております。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○3番（阿部君枝君） この事業は1万3,000円分を1万円ということで非常にありがたいという声も多く聞かれた反面、1万円を出して買えない世帯もあることも聞き逃せない点であります。また、使える店が地域にないとの声も聞かれました。町民の皆さんに均等に満足感を届けることの難しさを感じましたが、このような声は町側に届いているのでしょうか。

○議長（杉本信一君） 水野商工観光課長。

○商工観光課長（水野 徹君） お答えいたします。

当課には全ての意見は上がってきてはいないかと思っております。ただ、販売している商工会議所、商工会からもその都度こういう意見がありましたということはお聞きしております。私も今回の20%プレミアムに今年度追加財源があって10%上乗せして30%のプレミアムで販売させていただいておりますが、お叱りのお電話も直接受けてお話をしたこともあります。

そういうことも踏まえまして、今後は、国でもこれから各自治体に話が下りてくるかと思っておりますが、参考にさせていただいて、どういう形が遠軽町に住んでいる方に利益となるのかということも考えながら対応させていただきたいというふうに思っております。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○3番（阿部君枝君） よく分かりました。

このたびの今年度の補正予算が国会で審議されていますけれども、重要になる重点支援地方交付金は、各自治体の地域の実情に合わせてと町長の答弁にありましたが、生活者支援、食料品の物価高騰に対する特別加算が追加されていますが、市町村の必須項目が特徴の交付金となっています。連日いろいろ報道でも取り上げられ、さまざまな事例が紹介されていますが、ここで優先したい視点は、即効性と、それから事務コストの最小化です。紙の商品券等については、印刷代などの事務経費が大きく膨らむ傾向があります。このたびの事業にこの点を反映させる考えはありますでしょうか。

○議長（杉本信一君） 大西企画課長。

○企画課長（大西公太君） ただいまの阿部議員の御質問、その手法というところになるのかなと思っております。これは今メディアでもいろいろ報道されているとおりにかなというふうに思っております。とりわけ札幌市では電子クーポンでやりますということでございます。

す。利用者にとってみれば非常に即効性があり一部便利だなという方がいらっしゃるというのも事実であろうかと思えます。ただ、その一方で、やはりその地域に住んでおられる方は多様な方がいらっしゃいますので、そのQRコードですとか電子決済とかというものになかなか対応が難しい方がいらっしゃるというのも現実でございます。

あと、実店舗で使える店舗がなかなかないというお話も先ほど出ましたが、それと同様に、そういった電子クーポンや電子マネーといったものがなかなか店舗によっては利用しづらいという問題がございます。これは実は店舗では、お店をやられている方は御存じかと思うのですが、そのクーポンなりでお支払いされたものを最終的に換金する必要がある場合がございます。これは決済手数料がかかるのですが、一般的にQRコードですと1.6%から3%、電子マネーですと3%から4%、クレジットカードですと3%から7%、これは事業者がお金を精算して自分の手元に入れるときに必要経費としてかかってくることとなります。そういった負担もありますことから、遠軽町内のお店でやりたいのだけれどもなかなかできないということもございまして、なかなか進んでこなかったという実態もございます。

そういったことも含めまして、さまざまな考えたときに、どういう手法でやるのがいいのかなというところになりますと、やはり紙の媒体のものをやめるということになりますと、一方でその取りこぼしという部分でメリットを享受できない方というのも一定程度出てくるのだらうというふうに思っていますので、こういったことをさせていただいたということになります。

ただ、今いろいろおっしゃったような問題もあることから、そういった手法も含めてどういったことがいいのかということ、担当を含めて確認していきたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○3番（阿部君枝君） よく分かりました。町民に最大限に還元できる形を検討するには、極端なあれですけども、水道の基本料金の減免などがこの二つを満たされているのかなとも思います。

最後の質問となりますけれども、物価高対策の支援を年明け早々には住民の皆様にも効果を実現していただける事業として進めていただくお考えはございますか。

○議長（杉本信一君） 水野商工観光課長。

○商工観光課長（水野 徹君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたように、この後追加議案の提出を予定しております。本来であれば、経済対策ですので、議員のおっしゃるとおり、スピーディーに対応するというので、年内ということも内々に検討させていただいておりました。ただ、非常にこの年末の輸送繁忙期といいますか、その中で対応していただく事業所にも相当な御無理をかけてやらなければならないということも、一旦精査させていただいて提案します

が、本当に議員のおっしゃるとおり、国からの内容が下りてきましたら、早急に対応できるように考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○3番（阿部君枝君） 続きまして、男性へのHPVワクチン接種についてお伺いいたします。

子宮頸がん予防として、女子のみの定期接種が一般的となっているHPVワクチンですが、男性のHPVワクチンの接種について、9歳以上の男性への接種が承認されていますが、認知度がまだ低いのが現状です。男性もHPVワクチンを接種することで、どのようなことが期待できるか、また、現在4価、9価ワクチンも承認されていますが、接種費用などがどの程度かかるか、お伺いします。

○議長（杉本信一君） 大柳保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（大柳京美君） 今の御質問にお答えいたしたいと思います。

まず、男性のワクチンに関しては、現在まだ9価は承認されておられません。今国で協議している最中です。今は4価ワクチンを男性に接種するということはできています。

効果につきましては、今、男性の予防接種をしての効果に関しては、肛門がん、それから尖圭コンジローマという性感染症の部分での効果がありまして、ほかの喉頭がんですとかいろいろながん関しても出てはいるのですけれども、効果が確実にあるというエビデンスはまだないというふうに私は認知しております。

料金に関しましては、4価ワクチンに関してどのくらいするかというのは、まだ今の段階で私の中にはないのですけれども、9価ワクチンに関しましては女性がやっていますので、1回2万6,000円かかっています。年齢によりまして2回接種の場合もあったり3回接種の場合もありますので、掛ける2か掛ける3になります。

以上です。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○3番（阿部君枝君） 9価がまだ承認されていないというのは認識不足で申し訳ありません。

このHPVは子宮がんだけでなくということで今説明いただきましたが、これが男性が接種することで効果があるということは知られていないと思うのです。日本では約5,000人、男性で3,000人ぐらい、女性で2,000人と報告されているのだけれども、一説には男女それぞれ2万人という推計もあり、隠れた患者がとても多いとされています。この病気もHPVワクチンの接種で防ぐことができる、唯一がんを防ぐことができる、この辺の部分というのはしっかり周知していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉本信一君） 渡邊保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡邊亮司君） 議員のおっしゃるとおり、ようやく一般的にHPVが子宮頸がんなどという認識が浸透しつつあるものかなというのを感じております。一方、男

性はということになりますと、これまたおっしゃるとおり、まだまだその情報の浸透は薄いのかなというのを感じております。

答弁にもありましたが、予防接種法に基づく定期接種が基本となっているのは御存じのとおりと思われかもしれませんが、男性の接種に関しては、がんの予防という意味合いもありますので、保健師の業務の活動の中に折に触れ、そのがんの予防教室、特に若年層というか、小学生高学年から高校1年生ぐらいまで、その辺の教育、普及、あと保護者に対する情報提供等をこれから、定期接種化すれば定期接種化された対象者世帯に送るということとなりますけれども、現段階においてはそのがんの予防というものを教育ということに関して情報の浸透を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○3番（阿部君枝君） 女性が無料という、公費負担にされていまして、男性の4価の接種は値段的には5万円以上が一回かかるような話で、これは確かにハードルも高いと感じるところであります。まず現在無料で接種できる女性の接種率を高めていただくこと、また、がん教育の観点からも、こうした男性への接種に対する有効性を、対象とする男子、その保護者の方に知っていただきたいことから、案内が大事かなと思います。

最後の質問となりますが、男性に対する接種費助成制度と対象者への周知、啓発、さらに、女性の定期接種率向上策について伺いたいと思います。

以上です。

○議長（杉本信一君） 渡邊保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡邊亮司君） 繰り返しになる部分もありますが、女性、女の子に対する普及については、予診票を送るとともにリーフレット等で保護者並びに御本人ひいては家庭での浸透を図ってまいりたいと思います。

男性については、おっしゃるとおり、がん予防教育の一環として行ってまいりたいとともに、あらゆる媒体を通じて、正しい情報というのは厚労省の情報でありますから、その辺の情報を皆さんに提供するというのを考えていきたいと思います。

現在、厚労省において男性の予防接種の定期接種については検討中ということでもありますので、その辺の動きも注視しながら行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 以上で、阿部議員の質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終わります。

---

### ◎散会宣告

○議長（杉本信一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

午後 0時08分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杉本 信一

署名議員 戸松 恵子

署名議員 前島 英樹